

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費生活相談窓口

(国民生活センター
消費生活センター等)

事業者

事故情報データバ
ンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

消費者安全法に基づく通知

消費生活用製品安全法
に基づく報告

個別法によらない任意の情報提供

消費者事故等の通知

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワークシステム)

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※)

事故情報
の提供

事故情報
の提供

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁 (事故情報を一元的に集約し、分析) →

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

・定期公表
・事故情報データベース

閲覧

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

調査の申出

マスメディア

地方公共団体

事業者団体/
会員企業

SNS

子ども安全メール

報告書等の
公表

消費者

子供の事故防止に関する取組

保護者等に向けた周知・啓発

①主なウェブサイト、メール、SNS

- ・「**子ども安全メール**」、Twitter、Facebook (消費者庁)
- ・「**健やか親子21**」ホームページ、Twitter、Facebook (厚生労働省)
- ・「**こちら、製品安全情報局**」Facebook (経済産業省)

②主な啓発資料

- ・「**子ども事故防止ハンドブック**」(消費者庁)
- ・「**救急事故防止リーフレット**」(消防庁)
- ・「**学校向けリコール製品リーフレット**」(経済産業省、消費者庁)
- ・「**公園遊具の安全利用に関するパンフレット**」(国土交通省、日本公園施設業協会)

③その他

- ・「**子供向けの製品安全教育**」等、消費者教育事業(経済産業省)
- ・「**海上安全教室**」等、海の安全推進活動(海上保安庁)

※「**子どもの事故防止週間**」を設定(令和4年度:7月25日~31日)し、関係省庁が連携した広報を集中的に実施



保護者

地方公共団体
・
事業者
・
関係団体

安全な製品の普及

施設等での事故防止に関する指針等

①教育・保育施設

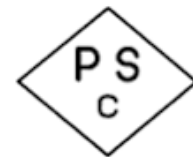
- ・「**教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン**」(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ・「**学校事故対応に関する指針**」(文部科学省)

②公園、遊戯施設、公共施設

- ・「**都市公園における遊具の安全確保に関する指針**」(国土交通省)
- ・「**商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン**」(経済産業省)
- ・「**プールの安全標準指針**」(国土交通省・文部科学省)



- ・PSCマーク等、消費生活用製品安全法による規制(経済産業省)
- ・キッズデザイン賞の取組、同賞受賞製品の普及(経済産業省)



【事例】令和3年1月20日公表

食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん)事故に注意!

— 気管支炎や肺炎を起こすおそれも、

硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで—

1 概要

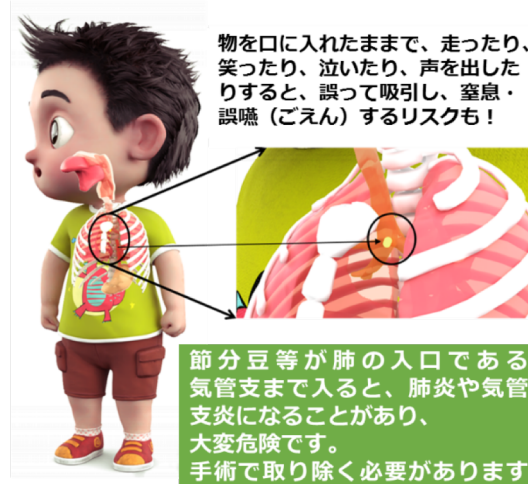
厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から令和元年までの6年間に、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡。そのうち5歳以下が73名で9割。

特に注意が必要なのは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない子どもが豆やナッツ類を食べると、のどや気管に詰まらせて窒息してしまったり、肺炎を起こしたりするリスクがあるために、消費者に向けて注意を呼びかけた。

2 注意喚起内容

- 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせない
- ミトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクが。乳幼児には、4等分、調理し軟らかくするなどで、よくかんで食べさせる
- 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させる 等

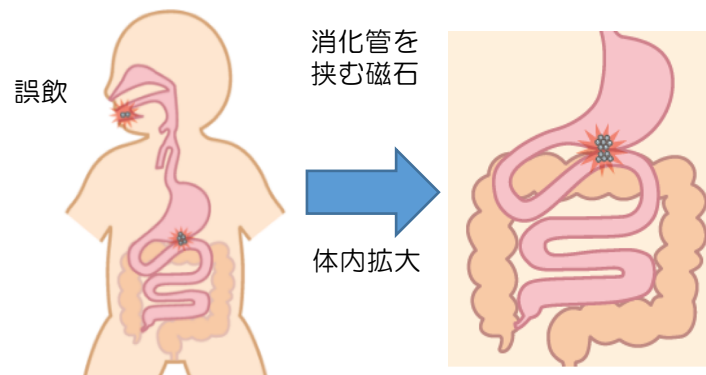
節分豆、枝豆、ピーナッツ、アーモンド等は5歳以下の子どもには食べさせないでください。窒息や誤嚥(ごえん)事故の原因になります。



首相官邸LINEによる注意喚起

【参考】近時、消費者安全調査委員会が取り上げた事案

○ マグネットセットによる子どもの誤飲事故 (令和4年3月公表)



- 10件の事故が確認（2017年～2021年）。開腹手術等に至る重大な事故。
- 製品の特性上、誤飲しやすく、保護者の監視による誤飲防止が困難にもかかわらず、子どもの手にわたりやすい販売状況
- 日本には製造、輸入及び販売等を規制する法令が存在しない

＜消費者安全調査委員会による意見具申＞ ：対 経済産業省、消費者庁

- **法令による規制**（対象年齢、大きさ、磁束指数等の基準について、ISOや諸外国の規制と同等以上とする）
- インターネットモール事業者に、子どもの手にわたらない販売について協力を求める
- 事故情報の収集体制の強化、誤飲の危険性について消費者へ周知する

そのほか、

- 「水上設置遊具による溺水事故」について、経済産業省等に対し、事業者等への指導体制の構築や安全基準の整備等について意見具申（令和2年6月）
- 「幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故」について、経済産業省等に対し、設計上の対策を講じることや、転倒リスク等の利用者への周知について意見具申（令和2年12月） など